

# 改正育児介護休業法

# 解説 PART3

父母がともに育児休業を取得する場合には、休業を取れる期間が延長できます

パパとママが同時に育児休業を取る OR パパとママが交代で育児休業を取る  
子が1歳2ヵ月まで育児休業を延長することが可能になりました（従来は原則1歳まで）

父親が育児参加  
すると育児休業が  
2ヶ月延長可能

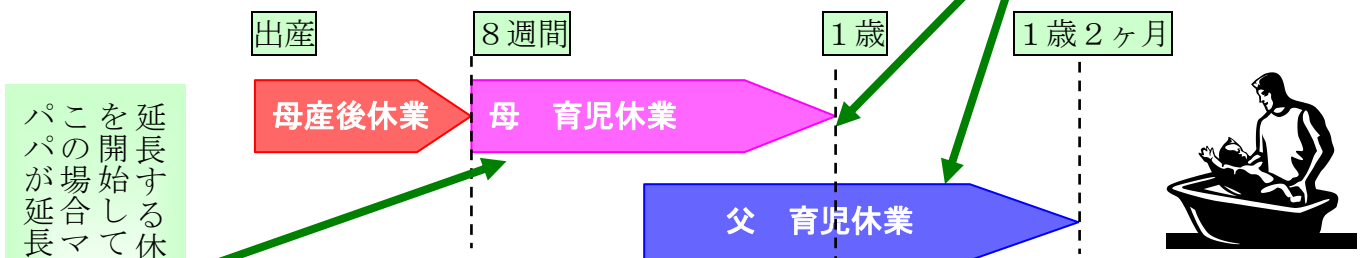
とすることで、取得率の低い男性  
の育児休業取得を促すのが目的



パパママ育休プラス

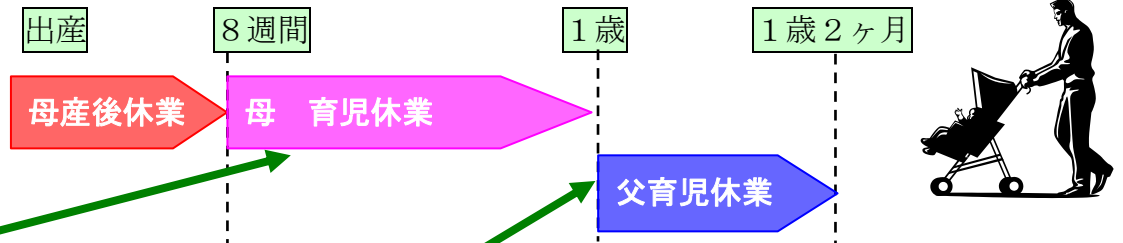
父母1人ずつが取得できる休業期間の上限は  
現行どおり **1年間**が原則  
(母親の場合は出産日と産後休業期間を含めて1年間)

## ★パパとママが同時に育児休業を取る場合



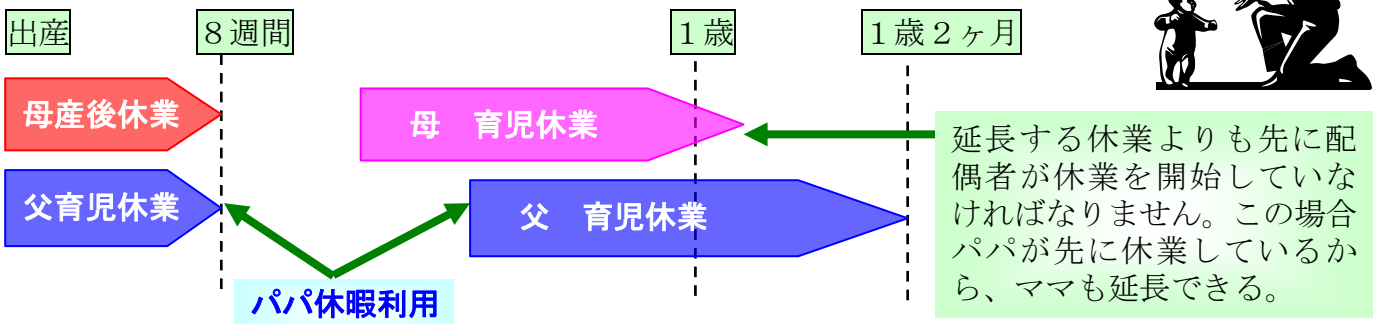
延長する休業よりも先に配偶者が休業を開始していなければなりません。この場合ママが先に休業しているから、パパが延長できる

## ★パパとママが交代で育児休業を取る場合



開始日が子どもの誕生日以前でなければなりません

## ★パパ休暇とパパとママ交代と同時で育児休業を利用する場合



延長する休業よりも先に配偶者が休業を開始していなければなりません。この場合パパが先に休業しているから、ママも延長できる。

※現行の1歳6ヶ月までの育児休業の延長も利用できます